

平成19年度
上下流連携いきいき流域プロジェクト
募 集 要 領



日本林業技士会

はじめに

日本林業技士会（以下「本会」という。）は、平成19年度に林野庁が実施する上下流連携いきいき流域プロジェクト事業において、本会が支援を行う流域森林・林業活性化センター（以下「活性化センター」という。）が策定する上下流の住民や森林・林業関係者が連携して取り組む活動計画（以下「プロジェクト」という。）について下記の要領で募集します。

1. 事業の目的

これまで、各都道府県内の各流域に設置されている活性化センターでは、地方公共団体、森林所有者、森林組合、加工業者等関係者の合意形成や普及・啓発活動等を通じて、森林の公益的機能の維持増進や林業・木材産業の活性化のための諸施策の効果的な推進に取り組んできました。

これらの取組により、木材産地の形成、上下流自治体間の森林整備協定締結、民・国の施業共同化、林業労働力の育成確保、地域材認証システムの構築、下流住民による植樹活動、都市住民との交流等が図られてきたところです。

一方、木材価格の引き続く低迷等林業・木材産業を巡る状況は一段と厳しさを増しており、森林整備の推進や林業・木材産業の活性化を図っていくためには、従来の取組に加え、都道府県境を越える圏域における流域の上下流の連携等を推進することが求められています。

そこで、このような圏域を対象として、上下流の住民や森林・林業関係者が連携して取り組む活動等を支援することにより、林業・木材産業の活性化と森林の公益的機能の維持増進に資することを目的としています。

2. 募集プロジェクト

原則として、都道府県境を越える2以上の流域において関係する活性化センターが連携して取り組む次のプロジェクトとします。

ただし、民有林と国有林が連携した森林共同施業団地の設定、森林施業の低コスト化のための現地検討会、森林環境教育活動等を実施することが確実に見込まれる場合にあっては、同一都道府県内の1又は複数の流域におけるプロジェクトも対象とします。

（1）流域林業・木材産業活性化プロジェクト

原木安定供給体制及び加工体制の構築等木材産地形成のための所有者・森林組合・加工業者等による協業化、協定締結等の合意形成、高性能機械の導入等による林業労働力の担い手確保等を推進する以下の活動

ア 研究会、現地検討会、シンポジウムの開催

イ 連携推進のための活動及び情報発信（アンケートの実施、調査・分析）等

（2）流域森林整備推進プロジェクト

上下流市町村間の森林整備協定締結や基金設備に向けた合意形成の推進、間伐促進に向けた団地の取組、民有林・国有林の連携による森林共同施業団地の設定、下流住民による森林整備、森林認証による地域材の普及等を推進する以下の活動

ア 協議会、現地検討会の開催

イ 先進地調査及び分析

ウ 森林整備協定の締結促進（説明会の開催、協定の締結調整、共同化のための推進活動）等

（３）流域地域材利用プロジェクト

建築士、工務店等を対象とした地域材住宅設計マニュアルの作成、下流住民を対象とした木材生産・育林作業現地見学会や地域材住宅セミナーの開催等流域における木材利用の拡大と林業振興・森林整備に関する普及・啓発活動等を推進する以下の活動

ア 協議会、現地検討会の開催

イ 地域材利用推進のための活動及び情報発信（マニュアル作成、アンケートの実施、調査・分析、パンフレット作成）等

（４）流域森林総合利用プロジェクト

森林の保全・利用活動や森林環境教育活動を推進することにより、森林・林業への支援意識の一層の醸成等に資する以下の活動

ア 協議会、セミナー、講習会の開催

イ 森林利用協定の締結促進、保全・利用活動（現地説明会、利用協定の締結調整及び区域確定、共用資機材の配備、環境整備（標識、歩道等、簡易トイレ等のリース等））

ウ 森林・林業体験活動（指導者派遣、体験プログラムの策定、資機材・補助教材の整備等）等

3. 応募者の要件等

各都道府県の各流域に設置されている活性化センターとします。なお応募に当たっては、連携を図るすべての活性化センターの連名とします。

4. 助成内容及び助成対象経費等

（１）助成内容

２のプロジェクトの実施に必要な経費を助成します。なお、助成は、連携を図る活性化センターに係るものを含め、代表者に対して一括して行います。

（２）助成対象経費

技術者給、賃金、謝金（講師謝金を含む。）、旅費（講師旅費を含む。）、需用費（資機材・補助教材購入費、印刷製本費、消耗品等）、使用料及び賃借料（バス借料、会場使用料等）、役務費（通信運搬費等）、環境整備費（標識の設置、歩道の下草の刈り払い等、簡易トイレ等のリース等）が対象になります。

（３）助成率及び助成限度額

助成率は定額とし、１プロジェクト当りの助成限度額は200万円とします。

ただし、同一都道府県内で民有林と国有林が連携したプロジェクトについては、１流域当たりの助成限度額は50万円とします。

（４）その他

活性化センターの要請に応じて、各地域取り組む活動の円滑な実施に必要な調整・取りまとめ等を行う者（以下「コーディネーター」という。）を当会より現地に派遣します。

5. 支援プロジェクトの選定

（１）選定方法

本会が設置する有識者等による上下流連携いきいき流域プロジェクト事業運営委員会（以下「委

員会」という。)の審査を経て選定します。委員会及び審査過程は、公平を期するため非公開とします。

なお、応募されたプロジェクトの選定に当たっては、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画に記載されたプロジェクトの優先的な選定に配慮します。

また、委員会委員の要請により、本会から応募申請内容等について問い合わせを行う場合がありますとともに、選定に当たって、直接活性化センターから事業の説明を受ける場合があります。

（２）審査結果の通知

審査の結果については、代表申請者（代表活性化センター）に対して本会から文書で通知します。

6. 助成期間

本事業の実施期間は、助成金の交付を決定した日から平成20年3月20日までとなります。

7. 助成の実施に関わる事項

選定通知を受けた後、本会の定める上下流連携いきいき流域プロジェクト事業助成金交付規程に基づき実施していただきます。

8. 応募に必要な書類

- （１）所定の応募申請書を提出して下さい。また、お問い合わせに応じて事務局より郵送いたします。
- （２）応募申請書以外に、事業内容を説明するために必要とする資料を添付することもできます。
- （３）提出された応募申請書は選定審査以外には使用しません。なお、応募申請書は返却いたしません。

9. 募集期間

受付は平成19年5月1日（火）から5月25日（金）まで行います（応募締切当日消印まで有効）。

10. 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書等の提出先及び事業内容や募集要領、助成金交付規程についてのお問い合わせは、下記にお願いします。なお、応募申請書は持参又は郵送、運送することとします。

11. その他

助成期間中に、本会の職員等による現地調査を行うことがあるほか、取組状況について報告して頂くことがあります。

平成19年5月1日
日本林業技士会

日本林業技士会（担当者：鈴木）

〒113-0034 東京都文京区湯島三丁目14番9号 湯島ビル4階
TEL：03-6737-1239 FAX：03-6737-1295
E-mail：k-suzuki@jafta.or.jp

平成19年度 上下流連携いきいき流域プロジェクト応募申請書

日本林業技士会 会長 三澤 毅 殿

平成 年 月 日

平成19年度の上下流連携いきいき流域プロジェクトの募集に応募したいので、別添の関係書類を添えて申請します。

代表申請者の住所 _____

代表申請者名 _____ (印)

申請者の住所 _____

申請者名 _____ (印)

※) 連携を図るすべての活性化センターについて記載すること

1. 代表申請者の概要

活性化センター の概要	名称
	代表者名
	(〒 —) 所在地
	T E L : F A X :
	E-mail :
担当者 連絡先	氏名
	(〒 —) 住所
	T E L :
	E-mail :

2. 連携の相手方の概要

活性化センター の概要	名称
	代表者名
	(〒 -) 所在地
	T E L : F A X :
	E-mail :
担当者 連絡先	氏名
	(〒 -) 住所
	T E L :
	E-mail :

※) 当該プロジェクトに連携して取り組むすべての活性化センターについて記載すること

3. プロジェクトの概要

プロジェクトの名称	
①プロジェクトの目的（背景、動機）	
②プロジェクトの内容	
③プロジェクトの実施場所	
④プロジェクトの実施体制	
⑤プロジェクトの実施スケジュール	
⑥活性化センターの連携内容	
⑦その他（コーディネーターの派遣要請等）	
⑧プロジェクト実施期間	
交付決定の日から平成 年 月 日まで	

4. 収支予算計画書

(1) 収入計画

項 目	調 達 先	金 額 (円)	備 考
自己負担			
助成金 (a) ※1	日本林業技士会		本申請により得ようとする助成金額
その他			
合 計 (b) ※2			

※1) 収入計画の助成金 (a) は、支出計画の総合計のうちの助成金 (d) と一致させること

※2) 収入計画の合計 (b) は、支出計画の総合計 (c) と一致させること

(2) 支出計画

経 費 区 分		金 額 (円)	積 算 内 訳
助成対象内経費	技術者給		
	賃金		
	謝金		
	旅費		
	使用料及び賃借料		
	需用費		
	役務費		
	環境整備費		
小計			
経助成対象外費			
小計			
合計	総合計 (c)		
	総合計のうち助成金 (d)		

注：支出計画については、プロジェクト全体にかかる経費を記載すること

5. その他参考資料

※ 1) 事業内容の詳細を示す図面等、参考となる資料を添付してください。

※ 2) 地域再生計画の認定を受けている場合には、その写しを添付してください。